

おせっかいな

# 傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟—控訴審—

No. 20  
2021年10月

2021年10月8日（金）、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第4回口頭弁論が行われました。傍聴には、報道も含め40名ほどの方が来ていました。

前回お伝えしましたが、6月の第3回口頭弁論で東京電力の代理人が、特定の原告に支払った詳細な賠償額一覧表を、裁判所の大きなモニターに映しながら口頭説明を行いました。この行為に対し弁護団は翌7月、東京電力に正式な抗議書を送っています。あのとき、裁判長から「詳細なところは飛ばしてください」といわれてもそうしなかった東京電力の代理人は、第4回口頭弁論にも来ていました。



## ■原告の意見陳述

この日、わたしが傍聴に行くようになってからはじめて、母子避難世帯のお父さんによる意見陳述がありました。これまで、道内に避難をした方々のお話は聞いてきましたが、家族を送り出したお父さんの「声」を聞いたのははじめてでした。— 役所で技師として働いていたことから、ライフラインの復旧、市内と市外からの避難者受入も重なり、第一線での業務に従事し、一緒に避難するという選択肢がない中で家族を送り出す。「もう二度と家族に会えなくなるかもしれない」という怖さを抱えながら、家に帰れず自宅の片付けもできない多忙さ。自分の食べるものの確保ができず、賞味期限の過ぎた支援物資のパンなどで食いのぐ日々 — 「それでも頑張れたのは、子どもたちから届く写真や動画でした。今のスマートフォンのように高画質ではない時代でしたが、どれだけ救われたかわかりません。そしてどれだけ一人で泣いたでしょうか」

陳述の中に、「10年間のかけがえのない子どもたちの成長を、私は見守ることができませんでした。父親として失格です」という言葉がありました。その言葉を聞いた時に、あらためて原発事故の残酷さを感じずにはいられませんでした。

## ■責任論と損害論

責任論については、「長期評価」をどう評価するか、原告被告とも主張と反論を続けています。前回、国が提出した主張に対し、今回原告は、各地で行われている原発事故訴訟の判決で長期評価の科学的信頼性が認められていることなどを主張しています。このやりとりは、最後まで続くのではないかと思います。

原告の控訴理由のひとつ、第一審で主張した損害論が認められなかったため、控訴審では第一審とは違う方法で、これまでと同じ「抽象的規範的損害」という考え方を認めてもらおうとしています。第一審では、原告世帯を世帯構成や分離避難の有無などによってグループ分けし、そのグループの代表世帯の損害額計算を提出していましたが、控訴審では原告全世帯の損害額計算を提出することになっています。全世帯が詳細な損害額を明示することは困難、と分かった上で、です。その目的は、裁判所に損害の実状を伝えることのほかに、「個別具体的な把握や立証は困難。だから、世帯ごとではなく、抽象的規範的損害という考えが合理的だ」ということを理解してもらうためです。地震と津波、原発事故の混乱の中で、避難や避難後の暮らしにどれだけの損害（支出）が生じたかということ、さかのぼって明示するのは困難です。実際に計算表を作ろうとしても、すぐに手が止まってしまう作業になることは誰でも想像ができます。



## ■ストレスアンケート

控訴審で、原告の方々が回答したストレスに関するアンケートを分析した結果を、証拠として提出予定であることは以前お伝えしました。この日、その分析を行なっている文化人類学者の竹沢尚一郎先生と、近藤有希子先生が傍聴に来られ、裁判後にお話しました。アンケートの分析によると、他の地域に比べて子どものストレス度が低い一方、おとなのストレス度が高い、というお話をされました。なぜそうなのか、ということの分析をこれから竹沢先生と近藤先生がすすめていき、いずれ分析内容を知ることができるのだと思います。

次回の期日は、2022年1月28日（金）14時30分からです。

傍聴人 金榮 知子